

青函職員交流研修実施要領

1 目的

青森・函館ツインシティの締結に伴い、青森市職員との交流を深め、両市職員の意識の高揚と地域の活性化に寄与するとともに、視野の拡大を図ることを目的とする。

2 対象職員（ただし、医師職・教育職の職員を除く。）

- (1)主事1級、技師1級、主任主事および主任技師の職員
- (2)上記と同等職務の消防職の職員

3 研修期間（派遣期間）

原則として3日以内とする。

4 人員

毎年度予算の範囲内で定める。

5 研修生の指定

総務部長が選定し指定する。

6 報告書の提出

研修生は、研修終了後すみやかに報告書を提出するものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。